

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という。）は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号）に基づき、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社として、2015 年 11 月に設立された。

JICT の設立から約 10 年が経過した今般、JICT の今後の在り方について検討を行うことを目的として、本検討会を開催する。

2. 名称

本検討会は、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会」と称する。

3. 実施事項

- （１）JICT に対するニーズの検証
- （２）JICT の役割の検証
- （３）JICT の経営状況の検証
- （４）JICT の今後の在り方の検討
- （５）その他必要と考えられる事項

4. 構成及び運営

- （１）本検討会は、国際戦略局長の懇談会として開催する。
- （２）本検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- （３）本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- （４）座長は、本検討会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- （５）座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （６）座長は、必要に応じて、構成員等以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （７）構成員は、本検討会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
 - ① 構成員は、本検討会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持

するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。

- ② 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
(8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事等の取扱い

- (1) 本検討会は、事業者の非公開情報を取り扱うことから、非公開とする。
(2) 本検討会で使用した資料については、原則として、事業者の非公開情報を除き総務省のホームページに掲載し公開する。
(3) 本検討会については、原則として議事要旨を作成し、事業者の非公開情報を除き総務省のホームページに掲載し公開する。

6. 庶務

本検討会の庶務は、国際戦略局国際戦略課が行う。

(別紙)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会
構成員等

(敬称略、五十音順)

【構成員】

坂野 成俊	KPMG コンサルティング株式会社アソシエイトパートナー
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授、 公益財団法人日本女性学習財団理事長
三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
持永 大	芝浦工業大学システム理工学部准教授

【オブザーバー】

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構